

**神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託  
公募型プロポーザル募集要領**

**1. 業務名**

神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託

**2. 業務の目的**

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権について、専門的な知識と経験を有する事業者回収業務を委託することにより、回収を促進し、貸付制度の適正な運用を図る。

**3. 業務の内容**

別添「神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託 仕様書」のとおり

**4. 委託期間**

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

**5. 委託債権の概要**

委託債権の状況	償還期間が終了しており未収金が生じている債権及びその他債権のうち神戸市が指定する債権 ※必要に応じて対象債権の追加等を行うことができるものとする。
委託債権の金額、 件数等	約 90,000 千円、約 290 件（平成 30 年 3 月末） ※契約締結までに件数、金額の変動あり
過年度収納率	約 8.9%（平成 29 年度実績）

**6. 委託費上限額**

2,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）  
成功報酬率は 25%を上限とする。

**7. 応募資格**

プロポーザルに参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 に規定する弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収会社であること。
- (2) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (3) 継続して健全な業務を実施することができる安定した経営能力を有すること。
- (4) 次の欠格事項に該当しないこと。
  - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、神戸市からの入札の参加者資格を取り消されている法人等。
  - ②神戸市から指名停止措置を受けている法人等。
  - ③直近 1 年間の所得税又は法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納している法人等。

- ④会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等。
- ⑤次に掲げる法人等。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等。
  - ウ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む法人等。
- ⑥代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいる法人等。

## 8. 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付及び質問に対する回答

募集要領及び仕様書に関して質問がある場合は、以下により問い合わせること。

#### ①受付期限

平成30年7月31日（火曜）午後5時

#### ②受付方法

質問票（様式第1号）により、電子メール（ks\_kateiyougo@office.city.kobe.lg.jp）又はFAX（078-322-6119）により行うこと。

#### ③回答方法

質問に対する回答は、随時、本市ホームページに掲載する。

#### ④回答期限

平成30年8月6日（月曜）

### (2) 応募の受付

申請者は、以下により必要書類を提出すること。

#### ①受付期限及び受付方法

平成30年8月17日（金曜）午後5時 持参又は郵送

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※郵送による場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、上記受付期限必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### ②受付場所

神戸市役所1号館3階

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課 担当：古川・小河

電話 078-322-0249 FAX 078-322-6119

### (3) 提出書類

- ①参加希望申出書（様式第2号） … 1部
- ②企画提案書（様式第3号） … 正本1部、副本8部
- ③（弁護士法人の場合）
  - 弁護士又は弁護士法人であることが確認できる書類 … 1部

(債権回収業者の場合)

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地が確認できる書類 … 1部

- ④法人等概要資料（パンフレット等） … 1部
- ⑤履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本） … 1部
- ⑥市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの） … 1部

#### (4) 提出書類作成上の留意点

- ①提出時の体裁は、原則A4版縦型（横書き）とすること。別途、フロー図などの添付を可能とする。
- ②記載された注意書きに従うこと。
- ③文字は判読しやすい大きさとする（図の使用可）。
- ④専門的な用語については、簡潔に説明をつけること。

#### (5) 提出書類等に関する注意事項

- ①提出に際して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- ②提出された申請書類や資料は、一切返却しない。
- ③受付期限後における申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ④提出された企画提案書等の資料は、申請者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、情報公開の対象となる。
- ⑤申請受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

### 9. 企画提案書記載事項

企画提案書は、次に掲げる内容を含むこと。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務実施計画
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施内容
- (5) 成功報酬率の見積

### 10. 選定に関する事項

#### (1) 選定方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、市が設置した選定委員会により審査を行う。プレゼンテーションの実施は平成30年8月27日（月）を予定しているが、詳細は別途通知するものとする。

#### (2) 選定結果

選定結果は、全申請者に対して文書にて通知する。

#### (3) 選定基準

応募資格を満たす申請者の中から、評価基準（別表）に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、受託候補者を選定する。受託候補者は、審査による合計点により順位付けし、その順位を交渉権の優先順位として、優先交渉権者、次点候補者、次々点候補者、以下同様に決定する。

#### (4) 選定審査対象除外（失格）

次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- ①提出書類に虚偽があったとき。
- ②この要領に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- ③記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④提出期限までに必要な書類が提出されなかったとき。
- ⑤選定委員、神戸市職員及びその他関係者に対して、審査にあたって公平性を損なうような接触をしたことが認められたとき。
- ⑥その他不正行為があったとき。

#### 11. 業務委託の契約手続

- (1) 市は優先交渉権者との間で、提案内容の実現に向けて細目協議を行い、契約を締結する。  
なお、優先交渉権者と合意に至らなかったとき又は優先交渉権者が辞退したとき及び優先交渉権者が資格を喪失したときは、次点候補者が優先交渉権者に順次繰り上がるものとする。
- (2) 市は受託者決定後、必要に応じてその提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることができるものとする。

#### 12. 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨の種類は日本国通貨に限る。
- (2) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

#### 13. 契約締結までのスケジュール（予定）

平成30年7月17日(火曜)	公募開始
7月31日(火曜)	質問受付締切
8月6日(月曜)	質問への回答期限
8月17日(金曜)	企画提案書提出締切
8月27日(月曜)	選定委員会（プレゼンテーション）の実施（予定）
8月下旬	選定結果の通知

#### 14. 手続きに関する事務を担当する部局（問い合わせ先）

神戸市こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

担当：古川・小河

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館3階

電話 078-322-0249 FAX 078-322-6119